

株式会社 日本抵抗器製作所

第75回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

令和5年3月30日(木曜日)午後3時

開催場所

富山県南砺市北野2315番地

当社本店 3階 講堂

「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株 主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきま す。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。

- ●議決権行使については、可能な限り「インターネット」又は「書面(郵送)」による**事前行使**をご検討ください。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理なさらないようお願いいたします。
- 株主総会の運営スタッフ・役員は、マスクを着用して対応 させていただきます。
- ○ご来場の株主様におかれましては、感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

| 目 次 |

第75回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

株主各位

富山県南砺市北野2315番地 株式会社 日本抵抗器製作所 代表取締役社長 木 村 準

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/6977/teiji/



【当社ウェブサイト】

https://www.jrm.co.jp/

(上記ウェブザイトにデクセスいただき、メニューより「会社概要」「財務情報」 を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本抵 抗器製作所」又は「コード」に当社証券コード「6977」を入力・検索し、「基 本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招 集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和5年3月29日午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示されたログインQRコードの読み取り又は当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスの上、「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使 のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう ご返送ください。

敬具

記

- **1. 日 時** 令和5年3月30日 (木曜日) 午後3時
- **2.** 場 **所** 富山県南砺市北野2315番地 当社本店 3 階講堂
- 3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第75期(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第75期 (令和4年1月1日から令和4年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その 旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする 議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

令和5年3月30日(木曜日) 午後3時(受付開始:午後2時)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対 する賛否をご入力ください。

行使期限

令和5年3月29日(水曜日) 午後5時入力完了分まで



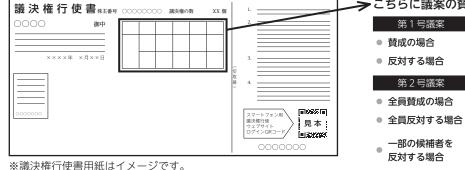
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議 決権行使書用紙に議案に対する賛否を ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和5年3月29日(水曜日) 午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- ≫「賛」の欄に○印
 - 「否」の欄に〇印
- 「賛」の欄に〇印
- 「否」の欄に〇印
- **| 賛 |** の欄に○印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いい たします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

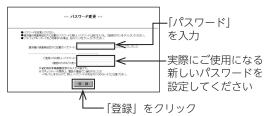
3 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 00 0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、収益に応じた配当を基本方針としながら、一方で、安定した配当を継続するとともに、会社の競争力を維持強化すべく将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案して配当することとしており、当期末の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき30円 総額 37,121,220円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和5年3月31日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(6名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	^{ふりがな} 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数			
1	未 村 準 (昭和22年7月9日)	昭和 46 年 3 月 当社入社 昭和 57 年 3 月 当社取締役に就任 昭和 57 年 3 月 日本抵抗器販売㈱取締役に就任 昭和 58 年 12 月 日本抵抗器販売㈱常務取締役に就任 昭和 59 年 2 月 当社常務取締役に就任 昭和 59 年 2 月 当社常務取締役に就任 平成 4 年 11 月 当社代表取締役社長に就任(現任) 平成 4 年 11 月 日本抵抗器販売㈱代表取締役社長に就任(現任) 平成 4 年 12 月 マイクロジェニックス㈱代表取締役社長に就任(現任) 平成 4 年 12 月 ジェイアールエムグループ㈱代表取締役社長に就任(現任) 平成 4 年 12 月 ㈱日本抵抗器大分製作所代表取締役社長に就任(現任) 平成 17 年 12 月 ㈱サンジェニックス代表取締役社長に就任(現任) 平成 17 年 12 月 ㈱サンジェニックス代表取締役社長に就任(現任)	176,500株			
	(取締役候補者とした理由) 木村準氏は、当社取締役就任以来、長年に亘り当社及びJRMグループ会社の経営者として豊富な経験と知識を有しております。今後も代表取締役として当社の成長と企業価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。					
2	今 并 治 (昭和21年12月12日)	昭和 60 年 1月 ㈱クレール代表取締役に就任 平成 9 年 1月 ㈱今井機業場代表取締役に就任 平成 18 年 3月 当社取締役に就任(現任) 令和 3 年 5月 ㈱今井機業場相談役に就任(現任)	15,000株			
	2 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 今井治氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し活動され、他業種の動向等にも詳しく、当社の経営事項の決定 及び業務執行の監督機能を十分に果たしていただけるものと期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしま した。					

候補者番号	^{ふりがな} 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数				
	いま い よし のり 今 井 芳 範	昭和 50 年 4月 今井ラジオ店入社					
	9 开 芳 軳 (昭和23年10月3日)	平成 13年 7月 シーエスフィールド㈱代表取締役に就任 (現任)	45,163株				
	(町和25年10万 5 日)	平成 25年 3月 当社取締役に就任(現任)					
3	(社外取締役候補者とし)	た理由及び期待される役割の概要)					
	今井芳範氏は、経営者	として豊富な経験と幅広い見識を有し活動され、国内外の電機メーカーの市場動に	句にも詳しく、当				
	社の経営事項の決定及	び業務執行の監督機能を十分に果たしていただけるものと期待できることから、	引き続き社外取締				
	役候補者といたしまし	t.,					
		昭和 38年 3月 当社入社					
		昭和 58年 3月 当社設計部長					
		昭和59年3月当社製造部長					
	 あい やま よし のぶ 愛 山 良 信	平成 2年 6月 当社管理部長					
	愛山良福 (昭和18年3月11日)	平成 3 年 3月 当社経営本部長付部長	-株				
		平成 4年 3月 当社経営本部計数管理室長					
4		平成 5年 3月 当社取締役に就任					
		平成 5 年 5月 当社取締役総務部長					
		平成 20年 3月 当社取締役に就任(現任)					
	(取締役候補者とした理由)						
	愛山良信氏は、当社入社以来、設計部門、製造部門、管理部門を担当し、豊富な経験及び知識を有しております。当社取						
	締役就任後は企業体質	強化に貢献しており、今後も当社の経営体質強化に貢献できることが期待できる。	ことから、引き続				
	き取締役候補者といたしました。						

候補者 番号	^{ありがな} 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数					
		昭和 59年 12月 日本抵抗器販売㈱入社						
		平成 13年 5月 ジェイアールエムグループ㈱計数管理部長						
		平成 14年 2月 ジェイアールエムグループ㈱生産管理部長						
	もり きつ ま 森 悦 夫	平成 15年 2月 ジェイアールエムグループ㈱資材管理部長						
	森 悦 天 (昭和25年12月12日)	平成 21 年 1月 ジェイアールエムグループ㈱総務管理部長	1,600株					
	(哈和25年12月12日)	平成 21 年 5月 ジェイアールエムグループ㈱経営本部長						
5		平成 21 年 5月 ジェイアールエムグループ㈱取締役に就任(現任)						
		平成 24年 4月 ジェイアールエムグループ㈱財務管理部長						
	平成 27年 3月 当社取締役に就任 (現任)							
	(取締役候補者とした理E	由)						
	森悦夫氏は、当社グループ会社入社以来、生産管理部門、資材管理部門、総務管理部門を担当し、管理業務全般に関する							
	豊富な経験及び知識を	有しております。当社取締役就任後は生産部門の省力化・合理化に貢献しており、	今後も当社の経					
	営体質強化に貢献できることが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。							
		昭和 55 年 3月 日本抵抗器販売㈱入社						
	はい づめ みち や 橋 爪 道 也	平成 20 年 4月 マイクロジェニックス㈱第一開発部長						
	稿 川 迫 也 (昭和33年1月6日)	平成 23 年 10月 マイクロジェニックス(㈱経営本部長	1,300株					
	(四至35年1万0日)	平成 24年 3月 マイクロジェニックス㈱取締役に就任(現任)						
6	令和 4年 1月 マイクロジェニックス㈱開発統括部長 (現任)							
	(取締役候補者とした理由)							
	橋爪道也氏は、当社グループ会社入社以来、開発部門を担当し、商品開発に関する豊富な経験及び知識を有しておりま							
	す。当社取締役就任後	は商品開発力向上、技術開発体制強化に貢献できることが期待できることから、新	新任の取締役候補					
	者といたしました。							

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数				
7	第	昭和 59年 4月 日本抵抗器販売㈱入社 平成 20年 4月 マイクロジェニックス㈱総務部長 平成 21年 1月 当社総務部長 平成 21年 1月 当社経理部長 平成 25年 4月 ジェイアールエムグループ㈱総務管理部長 平成 25年 4月 ジェイアールエムグループ㈱財務管理部長 平成 26年 2月 ジェイアールエムグループ㈱取締役に就任(現任) 平成 28年 1月 ジェイアールエムグループ㈱経営本部長 令和 5年 1月 ジェイアールエムグループ㈱経営本部長	1,800株				
	(取締役候補者とした理由)						
	魚孝浩氏は、当社グループ会社入社以来、当社及びグループ会社の総務管理部門、財務管理部門を担当し、管理業務全般						
	に関する豊富な経験及び知識を有しております。当社取締役就任後は経営体質強化に貢献できることが期待できることか						
	ら、新任の取締役候補	者といたしました。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者のうち、今井治氏及び今井芳範氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 今井治氏及び今井芳範氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって今井治氏が17年、今井芳範氏が10年になります。
 - 4. 当社は、今井治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

事業報告

(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による停滞から社会経済活動は徐々に正常化に向かっておりますが、半導体をはじめとする電子部品の需給逼迫による供給不足の状況が続いているほか、ウクライナ情勢の長期化による資源エネルギー価格の高騰、急速な為替変動などもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社グループにおいては、コロナ禍で縮小した内需を中心とする設備投資需要の回復効果もあり、半導体装置用電子機器や省エネ機器用電子機器をはじめ、幅広い品種で受注が増加したことで売上高は前期比増加しております。また、中国・上海で4月~5月に発生したロックダウン(都市封鎖)により、当社上海工場の操業を一時停止する影響を受けましたが、操業再開後の増産対応により通期売上高への影響は最小限に抑えております。一方で一部の電子部品で入手困難な状況が続き、部品の調達リードタイムが長期化していることなどが影響し、当期末の受注残は前期比8.1%増加しております。

このような状況の下、当社グループにおいては、脱炭素社会に向けた取り組みとして、欧州・東南アジア・中国市場での電気自動車関連向けの電子部品、産業機器市場向けの電子部品の受注拡大に努めるとともに、高い品質、高い信頼性を必要とされる市場への販路拡大を進めております。それと同時に、工程の自動化・省力化によるコスト削減、新製品の開発に努め、収益力の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

売 上 高 72億 4百万円 (対前期増減率 16.5%)

営業利益3億1千1百万円(対前期増減率180.0%)

経 常 利 益 2億8千7百万円 (対前期増減率 174.1%)

親会社株主に帰属する当期純利益 1億3千3百万円(対前期増減率 167.1%)

当社グループにおける製品群別の生産・受注・販売の実績は次のとおりであります。

(生産)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	前期比(%)
抵抗器(千円)	1,457,288	1,642,166	112.7
ポテンショメーター (千円)	505,164	556,580	110.2
ハイブリッドIC (千円)	1,467,872	1,544,227	105.2
電子機器 (千円)	2,070,246	2,699,283	130.4
合計 (千円)	5,500,570	6,442,256	117.1

(受注高)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	前期比(%)
抵抗器(千円)	2,150,058	2,046,699	95.2
ポテンショメーター (千円)	644,110	709,448	110.1
ハイブリッドIC (千円)	2,276,549	1,599,563	70.3
電子機器 (千円)	2,897,541	3,113,297	107.4
合計 (千円)	7,968,258	7,469,007	93.7

(受注残高)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	前期比(%)
抵抗器 (千円)	493,240	618,393	125.4
ポテンショメーター (千円)	107,460	130,747	121.7
ハイブリッドIC (千円)	1,458,786	1,394,268	95.6
電子機器 (千円)	1,188,747	1,369,016	115.2
合計 (千円)	3,248,233	3,512,424	108.1

(販売実績)

製品群の名称	前連結会計年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	前期比(%)
抵抗器(千円)	1,724,407	1,921,546	111.4
ポテンショメーター (千円)	595,099	686,161	115.3
ハイブリッドIC (千円)	1,577,295	1,664,081	105.5
電子機器 (千円)	2,288,625	2,933,028	128.2
合計 (千円)	6,185,426	7,204,816	116.5

また、顧客の地域別売上高は次のとおりであります。

	(自 令和3年	会計年度 年 1 月 1 日 年12月31日)	(自 令和4年	会計年度 年 1 月 1 日 年12月31日)	増減		
	売上高(千円)	構成比 (%)	売上高(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	増減率 (%)	
日本	4,733,358	76.5	5,724,454	79.5	991,094	20.9	
欧州	751,801	12.2	644,716	8.9	△107,084	△14.2	
アジア	680,230	11.0	808,850	11.2	128,621	18.9	
南北アメリカ	16,877	0.3	19,939	0.3	3,062	18.1	
その他	3,160	0.0	6,855	0.1	3,696	117.0	
計	6,185,426	100.0	7,204,816	100.0	1,019,390	16.5	

⁽注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は1億1千8百万円であり、主な内容は生産設備の更新であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、電子部品の供給不足継続、ウクライナ情勢の長期化など国内外の景気の 先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想しております。

また、燃料・原材料価格の高騰に加え、物流コスト上昇、円安による海外生産コスト上昇など 製造業を取り巻く環境としましてはコスト上昇が避けられない状況となっております。

当社グループとしましては、適正な利益水準を確保するため、コスト上昇分を適切に販売価格に転嫁すると同時に、製造現場の改善・改革を進め、グループ各社の総力を結集して一層のコスト削減に取り組んでまいります。そして、高付加価値商品を生み出すべく、商品開発力や営業力を強化し、収益力の強化に努めてまいる所存でございます。

(生産部門)

エレクトロニクス業界は、価格競争が厳しく、コスト競争力をつけることが最重要課題であり、国内外の生産拠点ではコスト低減の取り組みはもちろん、生産工程における自動化、省人化を図り作業者スキル向上と多能工化を進め、品質管理の充実をめざしていく事が重要な経営課題になっております。

(研究開発部門)

顧客ユーザーが求める要求仕様の実現と商品付加価値向上を商品開発の基本方針として取り組んでおります。商品開発の企画段階から顧客ニーズの掘り起こしを行うことで自動車、産業機器、建設機械、電機、通信など幅広い分野に製品を提供しております。新しい分野への挑戦を続け、時代の変化をフレキシブルにつかみ、新たなテクノロジーを生み出し、技術革新を進めてまいります。

(海外事業展開)

販売拠点として中国の上海JRM有限公司(現地法人)を中国、欧州、アジア地域への展開を進める主要な拠点とし、タイのJRM(Thailand)Co.,Ltd. (現地法人)をASEAN地域での自動車及び産業用電子機器の販売拡大拠点として展開しております。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの寸断リスク、米中関係の悪化による中国市場への半導体、電子部品供給不足リスクがあります。当社グループは各国に広がるローカルパートナーのネットワークを駆使し、オンタイムデリバリーとクオリティコントロールを実現し、安定した製品の提供を進めてまいります。

何卒、より一層のご理解とご支援を賜ります様、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第72期 (令和元年12月期)	第73期 (令和2年12月期)	第74期 (令和3年12月期)	第75期 (当連結会計年度) (令和4年12月期)
売上高 (千円)	6,179,289	5,543,360	6,185,426	7,204,816
経常利益 (千円)	159,333	49,028	104,762	287,184
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	83,438	38,076	49,865	133,206
1株当たり当期純利益(円)	67.42	30.77	40.30	107.65
総資産 (千円)	6,673,672	6,273,389	6,838,920	7,590,329
純資産 (千円)	1,757,954	1,738,071	1,871,132	2,021,111
1株当たり純資産額 (円)	1,092.00	1,103.72	1,226.55	1,329.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社

社 :	名	資	本	金	出資比率	主	な	事	業	内	容
			Ĕ	万円	%						
日本抵抗器販売株式会	会社		50		60.0 (60.0)	電子機器	、電	子部品	品の販	売	

(注) 出資比率割合の() は間接所有割合の内数となっております。

(7) 主要な事業内容(令和4年12月31日現在)

下記製品の製造及び販売

○ 抵抗器 自動車、農業機器、住設機器、昇降機、

電源機器、医療機器、家電 等

○ ポテンショメーター 自動車、建設機械、農業機器 等

白動車、空調機器、電源機器、医療機器、家電 等 ハイブリッドIC

白動車、空調機器、住設機器、農業機器 等 ○ 電子機器

(8) 主要な事業所及び工場(令和4年12月31日現在)

① 当社

本

社: 富山県南砺市北野2315番地 富山工場: 富山県南砺市北野2315番地

② 主要な子会社の事業所

国内: 日本抵抗器販売株式会社

東京都品川区南大井3丁目6番20号

解 開 (上海) 電子製造有限公司

中国上海松江出口加工区茸翔路8号標準廠房第3、4棟

(9) 使用人の状況(令和4年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 374 (147) 名 (前期比 + 9 (+6) 名)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は())内に年間の平均人員を外数で記載 しております。

2. 当社グループは電子部品の製造・販売及び付帯業務の単一セグメントであるため、セグメン ト別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51 (0) 名	+2 (-) 名	45.5歳	18.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況(令和4年12月31日現在)

借	Ė.	入				先	借	入	金	残	高
株	式	会	社 富	Ш	銀	行				450),116千円
株	式	会	社 北	陸	銀	行				399	,600
株	式	会 社	みす	" (E	銀	行				369	,426
株	式 会	会 社	富山	第一	銀	行				303	3,416
株	式 会	社 三	菱 U	F.	J 銀	行				260	,036
株	式	会 社	三 井	住 友	銀	行				223	3,325

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(令和4年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

2,000,000株

② 発行済株式の総数

1,240,000株

③ 株主数

1,570名

④ 大株主の状況(上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
木 村	準		176,	500株			14	.26%
永 山 敬	健		62,	000株			5	.01%
日本抵抗器関連会社従	業員持株会		51,	362株			4	.15%
今 井 芳	範		45,	163株			3	.65%
株式会社富	山 銀 行		37,	900株			3	.06%
株式会社富山第	一銀行		37,	900株			3	.06%
嶋村吉	洋		37,	000株			2	.99%
日 抵 従 業 員 法	寺 株 会		35,	454株			2	.87%
日本抵抗器取引	元 持 株 会		26,	975株			2	.18%
日本証券金融株	式 会 社		16,	400株			1	.33%

⁽注) 持株比率は自己株式 (2,626株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(令和4年12月31日現在)

会社	におけ	る地位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代 表	取締:	役社長	木	村		準	
取	締	役	今	井		治	株式会社今井機業場相談役
取	締	役	今	井	芳	範	シーエスフィールド株式会社代表取締役
取	締	役	愛	Ш	良	信	
取	締	役	石	尾		博	
取	締	役	森		悦	夫	
常	勘 監	査 役	堀	井		進	
監	查	役	堀	越	直	子	
監	查	役	白	\blacksquare	幸	春	
監	查	役	石	崎		武	

- (注) 1. 取締役のうち今井 治氏、今井芳範氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち堀越直子氏、白田幸春氏、石崎 武氏は社外監査役であります。
 - 3. 当社は、今井 治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は基本報酬のみとしており、役位と経営環境等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額固定報酬としております。決定方法としまして は、代表取締役が社外取締役、社外監査役の意見を聴取した上で、株主総会で決議された報酬限 度額の範囲内で取締役会に原案を提示し、取締役会の決議で決定しております。

口、当事業年度に係る報酬等の総額等

- /\	報酬等の総額	報酬等の	の種類別の総額	(千円)	対象となる
区 分	(千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (名)
取締役	26,400	26,400	_	_	5
(うち社外取締役)	(1,200)	(1,200)	(-)	(-)	(2)
監 査 役	3,600	3,600	_	_	4
(うち社外監査役)	(2,400)	(2,400)	(-)	(-)	(3)
合 計	30,000	30,000	_	_	9
(うち社外役員)	(3,600)	(3,600)	(-)	(-)	(5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 当期末の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無支給の取締役1名を含んでいるためであります。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額については、昭和57年3月20日開催の第34回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額60,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。

監査役の報酬等の額については、昭和57年3月20日開催の第34回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額18,000千円以内とすることを決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

③ 社外役員に関する事項

- イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役今井治氏は、株式会社今井機業場の相談役であります。株式会社今井機業場と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役今井芳範氏は、シーエスフィールド株式会社の代表取締役であります。シーエスフィールド株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要						
社外取締役 今井 治	当期開催の取締役会14回のうち14回出席いたしました。 経営者としての経験及び知見により独立した立場から取締役会の 相互監督機能を強化し、公正かつ的確な助言を行っており、主に 他業種の動向等についての発言を行うなど適切に役割を果たして おります。						
社外取締役 今井芳範	当期開催の取締役会14回のうち14回出席いたしました。 経営者としての経験及び知見により独立した立場から取締役会の 相互監督機能を強化し、公正かつ的確な助言を行っており、主に 国内の市場動向等についての発言を行うなど適切に役割を果たし ております。						
社外監査役 堀越直子	当期開催の取締役会14回のうち14回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。 財務および会計に関する知見を有し、海外経験も有り、幅広い知識を有しており、主に海外の情報についての発言を行っております。						
社外監査役 白田幸春	当期開催の取締役会14回のうち14回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。中国、ASEANマーケットにおける電機メーカーの市場動向に詳しく豊富な経験を有しており、主に国内の情報についての発言を行っております。						
社外監査役 石崎 武	当期開催の取締役会14回のうち14回出席し、また当期開催の監査役会12回のうち12回出席いたしました。 企業経営に関わりを持った豊富な経験、知見を有しており、主に 国内の情報についての発言を行っております。						

(4) 会計監査人の状況

名称
 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額			22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額			22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を区分していないため、これらの合計金額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する決議の内容の概要

(1) 基本方針

当社は、「抵抗器及び電子回路の製造を通じて社会に貢献する」ことを経営の基本方針としており、「内部統制システム構築の基本方針」に沿った活動により、経営の透明性と健全性を高めていくことが重要と考えております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス全体を統括する組織として内部統制室をこれにあてることとしております。監査役及び内部統制室は連携して、当社及び子会社のコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告することとしております。また、内部統制室は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることとしております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社は稟議書、取締役会議事録その他職務の執行に係る情報について、社規社則、業務基準 に基づいて、適切な保存及び管理を行うこととしております。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制 当社及び子会社は、業務毎のリスクを管理するため、社規社則、業務基準を整備し、取締役 と各部門責任者がリスクを管理する体制を確立しております。また、内部統制室は当社及び子 会社の内部監査を定期的に実施することでリスクを管理しております。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制 当社取締役会は原則月1回開催され、そこでは法令に定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定しております。また、当社及び子会社の各取締役は当社グループ全社の取締役と合同で開催される経営会議に出席し、生産、販売、研究開発における職務の執行状況を報告することにより、経営レベルの状況把握と意思決定を迅速に行っております。
- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社の子会社については、子会社の内部監査を定期的に行い、経営指導を行う他、取締役及 び監査役に報告し、グループ企業全体の経営効率の向上をも図ることとしております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実 効性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、社内から人選して、監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとしております。また、監査役が指定する補助すべき期間中には、当該使用人は取締役からの指揮命令を受けないものとしており、監査役からの指揮命令にのみ従わなければならないものとしております。

- ② 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制 取締役は監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告 するものとしております。また、監査役はいつでも取締役又は使用人に対して、報告を求める ことができるものとしております。
- ⑧ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の役員及び社員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。また、当社及び子会社の役員及び社員は、法令等の違反行為等、当社及び子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うこととしております。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役員及び社員に周知徹底しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

① その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議に出席 するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるものと しております。また、内部統制室が内部監査の実施状況を監査役会に報告することで監査の連 携を図っております。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行 取締役会規則等の社規社則を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底して おります。当事業年度において取締役会を14回開催しております。
- ② 監査役の職務執行 社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するととも に、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部統制室との間で定期的に情報交換等 を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。
- ③ 内部監査の実施 内部監査基本計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。
- ④ 財務報告に係る内部統制 内部統制の評価の基本計画書に基づき内部統制評価を実施しております。

連結貸借対照表 (令和4年12月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の 部
科目	金額	科目金額
	千円	十円 十円
流 動 資 産	5,860,367	流 動 負 債 3,929,071
現 金 及 び 預 金	1,368,436	支払手形及び買掛金 892,096
受 取 手 形	33,226	電子記録債務 731,073
売 掛 金	1,051,258	短期借入金 1,964,041
電子記録債権	680,008	1年内償還予定の社債 20,000
商品及び製品	412,085	リース債務 3,043
┃	74,727	未 払 法 人 税 等 51,434
原材料及び貯蔵品	2,156,828	受注損失引当金 13,276 その他 254,105
大 以 入 金	98,589	
その他	28,435	社 債 130,000
	△43,229	長期借入金 1,118,018
固 定 資 産	1,728,475	リース債務 3,540
,	1,235,342	退職給付に係る負債 380,240
建物及び構築物	1,768,009	その他 8,348
┃ 機械装置及び運搬具	1,393,123	負 債 合 計 5,569,218
工具、器具及び備品	878,197	純 資 産 の 部
土地	300,006	株 主 資 本 1,449,328
一	73,395	資 本 金 724,400
減価償却累計額	△3,177,390	資 本 剰 余 金 207,448
無形固定資産	9,887	利 益 剰 余 金 521,299
投資その他の資産	483,245	自 己 株 式 △3,819
投資有価証券	226,950	その他の包括利益累計額 196,356
	120,762	その他有価証券評価差額金 19,516
その他	135,532	為替換算調整勘定 176,840 非支配株主持分 375,425
	1,486	拜 文 郎 休 主 舟 万 3/5,425
<u> </u>	7,590,329	八元 1 2,021,111 2,021,111 1 2,021,111 1 1 1 1 1 1 1 1
	7,530,523	只 頃 曜 貝 庄 口 i

連結損益計算書

(令和4年1月1日から) 令和4年12月31日まで)

科		金	額
		千円	千円
- 売 上	高		7,204,816
売 上 原	価		5,524,496
売 上 総	利 益		1,680,320
販売費及び一般管理	費		1,368,701
営 業 利	益		311,618
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	1,183	
受 取 配	当 金	5,935	
不 動 産 賃	貸料	38,455	
その	他	20,146	65,721
営 業 外 費	用		
	形売却損	27,103	
賃貸資産減価償	却 費 等	15,434	
為善善差	損	45,414	
その	他	2,203	90,155
経 常 利			287,184
特 別 利	益		
固 定 資 産 売		1	1
特 別 損	失		
固 定 資 産 隊	却 損	246	
投 資 有 価 証 券	評価損	19,556	
新型コロナウイルス感染料		44,906	64,708
	期 純 利 益		222,477
法人税、住民税及	び 事 業 税	59,773	
法 人 税 等 調		17,358	77,131
当 期 純	利 益		145,345
	当期純利益		12,138
親会社株主に帰属する	当期純利益		133,206

連結株主資本等変動計算書

(令和4年1月1日から) 令和4年12月31日まで)

(単位:千円)

	株	主		資	本	その他の	包括利益	益累計額		
	資本金	資 本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合 計	非 支 配 株主持分	純資産 計
令和4年1月1日残高	724,400	207,448	443,776	△3,793	1,371,831	5,634	140,258	145,892	353,408	1,871,132
当連結会計年度 中の変動額										
剰余金の配当			△55,682		△55,682					△55,682
親会社株主に帰属 する当期純利益			133,206		133,206					133,206
自己株式の取得				△25	△25					△25
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)						13,882	36,581	50,464	22,017	72,481
当連結会計年度 中の変動額合計	_	_	77,523	△25	77,497	13,882	36,581	50,464	22,017	149,978
令和4年12月31日残高	724,400	207,448	521,299	△3,819	1,449,328	19,516	176,840	196,356	375,425	2,021,111

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 10社

連結子会社は、日本抵抗器販売株式会社、株式会社日本抵抗器大分製作所、マイクロジェニックス株式会社、解亜園(上海)電子製造有限公司、ジェイ・アール・エム株式会社、ジェイアールエムグループ株式会社、上海JRM有限公司、株式会社サンジェニックス、株式会社ファイン電子及びJRM(Thailand)Co..Ltd.であります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社はありません。
 - (2) 持分法を適用していない関連会社はありません。
- 3. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

4. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

5. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

6. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 6~50年

機械装置及び運搬具 2~10年

工具、器具及び備品 2~20年

無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額 法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法を採用しております。

在外連結子会社のリース資産については所在地の法人に適用される耐用年数を採用しております。

7. 繰延資産の処理方法

计债発行费

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

8. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子会社においては主として個別の債権についてその回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、その損失金額が合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

9. 収益及び費用の計上基準

当社グループは電子部品、電子機器の製造販売を主たる業務としております。商品又は製品の販売は、顧客に商品又は製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の顧客への商品又は製品の販売については、出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。国外の顧客への商品又は製品の販売については、貿易条件に基づきリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

10. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。なお、在外連結子会社等の資産、負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に 換算し、為替差額は非支配株主持分及び純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……変動金利借入金

ヘッジ方針……金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利 スワップ取引を利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法……特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の顧客への商品又は製品の販売については、出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。国外の顧客への商品又は製品の販売については、貿易条件に基づきリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

- ・当社グループが買い戻す義務を負っている有償支給取引について、従来は支給時に当該支給品の消滅を認識 しておりましたが、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先 に残存する支給品の期末棚卸高相当額について有償支給取引に係る負債を認識する方法に変更しております。
- ・顧客から製造のために使用する原材料等の支給を受け、加工を行ったうえで顧客に売り戻す有償受給取引について、従来は原材料等の仕入価格を含めた総額で収益を認識しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益を認識する方法に変更しております。
- ・従来は営業外費用に計上しておりました売上割引について、売上高から控除する方法に変更しております。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、利益剰余金

の当期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、「原材料及び貯蔵品」は21,511千円、流動負債その他は21,813千円それぞれ増加しております。当連結会計年度の連結 損益計算書は、売上高は9,228千円、売上原価は7,043千円、営業利益は2,185千円、営業外費用は1,882千円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は302千円それぞれ減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 120,762千円

上記のうち主なものは、株式会社日本抵抗器製作所に係る計上額が39,366千円、株式会社日本抵抗器大分製作所に係る計上額が47.016千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。当該見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は将来の売上予測でありますが、今後の経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

土地	91,013千円
建物及び構築物	275,250千円
投資有価証券	52,355千円
現金及び預金	30,207千円
1 === 1 = ± 1 = 2 /== 2/5	

上記に対する債務

短期借入金 934,049千円 長期借入金 439,926千円 2. 電子記録債権割引高 479.734千円

(連結損益計算書に関する注記)

- 1. 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、棚卸資産評価損が売上原価に106,004千円含まれております。
- 2. 新型コロナウイルス感染症による損失は、中国での新型コロナウイルス感染症に伴う政府による休業要請等を受け、工場の臨時休業等により発生した損失額であり、その内訳は人件費、減価償却費、不動産賃借料であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株	式の	り 種	類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普	通	株	式	1,240,000株	一株	一株	1,240,000株

2. 自己株式に関する事項

株	式 0) 種	類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普	通	株	式	2,603株	23株	-株	2,626株

(注) 自己株式数の増加23株は、単元未満株式の買取による増加23株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和4年3月30日 定時株主総会	普通株式	37,121千円	30円	令和3年12月31日	令和4年3月31日
令和4年8月10日 取締役会	普通株式	18,560千円	15円	令和4年6月30日	令和4年9月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 令和5年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額

37.121千円

②1株当たり配当額

30円

③基準日

令和4年12月31日

④効力発生日

令和5年3月31日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、必要な資金については主に銀行借入 等により調達しております。また、デリバティブ取引は将来の金利変動を回避するために利用しており、 投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有 状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は1年内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしており、信用度の高い国内の金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年12月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 投資有価証券	198,718	198,718	_
(2) 社債(1年内償還予定額を含む)	(150,000)	(147,481)	2,518
(3) 長期借入金 (1年内返済予定額を含む)	(1,802,559)	(1,801,989)	569
(4) デリバティブ取引	_	_	_

- (※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
 - 2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)	
非上場株式	28,231	

- 3. デリバティブ取引は金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
- 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該

時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の

算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位:千円)

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

				(11
区分	時価			
区方	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	198,718	_	_	198,718

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

 区分
 (単位:千円)

 社債
 ー (147,481)
 ー (147,481)

 長期借入金
 (1,801,989)
 ー (1,801,989)

- (※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(投資有価証券)

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その 時価をレベル1の時価に分類しております。

(社債)

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り 引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(長期借入金)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都において事務所用建物(土地を含む)の一部を賃貸している他、その他の地域においても賃貸用の土地を有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は23,020千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	時価
213,223千円	△6,878千円	206,345千円	462,811千円

⁽注) 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額を参考に時価を算定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、電子部品の製造・販売及び付帯事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を製品群別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当連結会計年度
抵抗器	1,921,546
ポテンショメーター	686,161
ハイブリッドIC	1,664,081
電子機器	2,933,028
顧客との契約から生じる収益	7,204,816
その他の収益	_
外部顧客への売上高	7,204,816

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 9.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,735,273	1,764,493

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年超の重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,329円98銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結貸借対照表の純資産の部の合計額2,021,111千円普通株式に係る純資産額1,645,685千円

連結貸借対照表の純資産の部の合計と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末 の純資産額との差額の内訳

非支配株主持分 375,425千円 普通株式の発行済株式数 1,240,000株 普通株式の自己株式数 2,626株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数 1,237,374株

2. 1株当たり当期純利益 107円65銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 133,206千円 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 133,206千円

期中平均株式数 1,237,390株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年2月21日

株式会社 日本抵抗器製作所取 締役会 御中

仰星監査法人 北陸事務所

指定社員 公認会計士 向 山 典 佐業務執行社員

指定社員公認会計士許 仁九業務執行社員公認会計士許

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本抵抗器製作所の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本抵抗器製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(令和4年12月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流 動 資 産	3,611,256	流 動 負 債	2,709,218
現 金 及 び 預 金	464,922	支 払 手 形	61,995
売掛金	1,031,415	金 掛 金	810,109
電子記録債権	40,000	電子記録債務	736,690
商 品 及 び 製 品	151,801	短 期 借 入 金	650,000
仕 掛 品	10,607	1年内返済予定の長期借入金	343,307
原材料及び貯蔵品	1,343,395	1年内償還予定の社債	20,000
未 収 入 金	528,158	未 払 金	23,532
前 払 費 用	1,250	未払費用	3,356
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	39,420	未払法人税等	40,409
そ の 他	286	預り金	4,067
固 定 資 産	1,071,559	前 受 収 益	1,662
有 形 固 定 資 産	351,212	そ の 他	14,088
建物	318,638	固 定 負 債	579,616
構築物	21,455	社	130,000
機 械 及 び 装 置	360,660	長期借入金	364,247
車両運搬具	12,352	長期未払金	3,454
工具、器具及び備品	508,651	退職給付引当金	81,915
土 地	215,569	負 債 合 計	3,288,835
リース資産	28,517		の部
減価償却累計額	△1,114,631	株 主 資 本	1,382,912
無形固定資産	4,075	資 本 金	724,400
ソフトウェア	2,778	資本 剰余金	131,450
そ の 他	1,297	資 本 準 備 金	131,450
投資その他の資産	716,271	利 益 剰 余 金	530,881
投 資 有 価 証 券	99,618	利 益 準 備 金	49,649
関係会社株式	403,836	その他利益剰余金	481,231
関係会社長期貸付金	118,525	繰 越 利 益 剰 余 金	481,231
繰 延 税 金 資 産	39,366	自 己 株 式	△3,819
そ の 他	54,925	評 価 ・ 換 算 差 額 等	12,555
操 延 資 産	1,486	その他有価証券評価差額金	12,555
社 債 発 行 費	1,486	純 資 産 合 計	1,395,467
資 産 合 計	4,684,302	負 債 純 資 産 合 計	4,684,302

損益計算書

(令和4年1月1日から) 令和4年12月31日まで)

	禾	4					金	額
							千円	千円
売			上		高			4,283,610
売		上	原		価			3,936,063
	売	上	統	ì	利	益		347,546
販	売	費及で	ゲー般	管 理	費			198,331
	営		業	利		益		149,214
営		業	外	収	益			
	受	取利!	息及び	逆 取	配	当 金	4,382	
	不	動	産	賃	貸	料	27,622	
	そ		σ)		他	25,133	57,138
営		業	外	費	用			
	支		払	利		息	14,393	
	賃	貸資	産 減	価 償	却	費 等	2,290	
	為		替	差		損	60,091	
	そ		σ_{z})		他	2,234	79,010
	経		常	利		益		127,342
特		別	損		失			
	古	定	資 産	除	却	損	0	0
乔	兑	引 前	当	期 純	利	益		127,342
	法	人税、	住 民	税及で	グ 事	業税	46,890	
	法	人	税 等	調	整	額	△4,587	42,303
<u> </u>	当	期	純	7	利	益		85,039

株主資本等変動計算書

(令和4年1月1日から) 令和4年12月31日まで)

(単位:千円)

		株	主			本		評価・換算 差 額 等		
		資本剰余金	利	並 剰 🦸	余 金					
	資本金	資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計	
		其 个牛佣业				繰越利益剰余金	合 計			
令和4年1月1日残高	724,400	131,450	49,649	451,874	501,524	△3,793	1,353,581	△1,480	1,352,100	
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当				△55,682	△55,682		△55,682		△55,682	
当 期 純 利 益				85,039	85,039		85,039		85,039	
自己株式の取得						△25	△25		△25	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)								14,035	14,035	
当事業年度中の変動額合計	_	_	-	29,356	29,356	△25	29,331	14,035	43,366	
令和4年12月31日残高	724,400	131,450	49,649	481,231	530,881	△3,819	1,382,912	12,555	1,395,467	

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物

6~50年

機械及び装置

2~10年

工具、器具及び備品 2~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウエア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

計信発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計 上方法

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は電子部品、電子機器の製造販売を主たる業務としております。商品又は製品の販売は、顧客に商品 又は製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の顧客への商品又は製品の販売につい ては、出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識して おります。国外の顧客への商品又は製品の販売については、貿易条件に基づきリスクが顧客に移転する時点 で収益を認識しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象………変動金利借入金

ヘッジ方針………当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジの有効性評価の方法……特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

7. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の顧客への商品又は製品の販売については、出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。国外の顧客への商品又は製品の販売については、貿易条件に基づきリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

・顧客から製造のために使用する原材料等の支給を受け、加工を行ったうえで顧客に売り戻す有償受給取引について、従来は原材料等の仕入価格を含めた総額で収益を認識しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は7,043千円、売上原価は7,043千円それぞれ減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 39,366千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 繰延税金資産の回収可能性 (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、今後の広がり方や収束時期等の見通しが不透明な状況であるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、その収束状況によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

土地	87,120千円
建物	2,272千円
l =フィーナナーナ フ /主マケ	

上記に対する債務

短期借入金 200,000千円 1年内返済予定の長期借入金 181,649千円 長期借入金 142,893千円

- 2. 電子記録債権割引高 479,734千円
- 3. 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(株)日本抵抗器大分製作所120,317千円日本抵抗器販売㈱90,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額

売掛金998,711千円電子記録債権40,000千円未収入金448,027千円買掛金520,903千円電子記録債務12,599千円未払金11,728千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

4,283,610千円

仕入高

4,427,446千円

営業取引以外の取引による取引高

53,274千円

2. 売上原価に含まれる棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、棚卸資産評価損が売上原価に45,636千円含まれております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

杉	式 (の 種	類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
音	通	株	式	2,603株	23株	一株	2,626株

(注) 自己株式数の増加23株は、単元未満株式の買取による増加23株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	2,616千円
棚卸資産評価減	13,900千円
一括償却資産損金算入限度超過額	846千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	24,951千円
減損損失	8,849千円
未払金否認	2,550千円
繰延税金資産小計	53,715千円
評価性引当額	8,849千円
繰延税金資産合計	44,866千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,499千円
繰延税金負債合計	5,499千円
繰延税金資産の純額	39,366千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法人棁実効棁率	30.46%
(調整)	
住民税均等割等	0.48%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.13%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.48%
その他	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.22%

(単位:千円)

(関連当事者との取引に関する注記) 関連会社等

種 類	会社等の 名 称	所在地	資本金 又 出資金	事業の内容	議決権の 所有割合 (注 1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高				
							製品販売	4,229,191	売 掛 金	965,929				
							(注2)	4,229,191	電子記録債権	40,000				
				南マがロ	60.00/	当社製品の販売 材料の購入	材料仕入 (注2)	633,362	買掛金	160,402				
子会社	日本抵抗器販売㈱	東京都品川区	50,000	電子部品 電子機器 の販売	60.0% (60.0%) < 40.0%>	業務の受託 土地の賃貸 債務保証	システム 管理費他 (注3)	16,768	未収入金	1,527				
						役員の兼任	賃貸収入 (注4)	19,582	_	_				
						債務保証 (注5)	90,000	_	_					
							債務保証 (注5)	120,317	_	_				
子会社	㈱日本抵抗器	本抵抗器 大分県製作所 宇佐市	県 80,000	電子機器の製造	100.0% (80.6%)	債務保証 役員の兼任 資金の貸付	資金の回収 (注6)	21,420	1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金	21,420				
, , , ,	大分 製作 肝								関係会社 長期貸付金	87,525				
							利息の受取 (注6)	1,079	その他 流動資産	29				
子会社	解亜園(上 海)電子製	Shanghai	5,400 ↑	電子部品 10	100.0%	材料の売上 製品の購入	材料支給(注2)	629,103	未収入金	336,818				
丁云江	造有限公司	CHINA	US\$	の製造	(29.2%)	役員の兼任	製品購入(注2)	1,416,283	金棋買	306,899				
					機器 100.0%				材料支給 (注2)	1,812,736	未収入金	109,260		
									製品購入	2,058,093	買掛金	41,248		
												材料の売上	(注2)	2,050,093
子会社	㈱サンジェ	富山県	富山県南砺市 27,000	電子部品 電子機器 の製造		製品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	賃貸収入 (注4)	2,640	_	-				
	ニックス	用 奶 巾					資金の回収	18,000	1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金	18,000				
							(注6)	. 2,230	関係会社 長期貸付金	31,000				
							利息の受取 (注 6)	466	その他 流動資産	9				

- (注) 1. 議決権の所有割合の() は間接所有割合の内数、< >は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっておりま
 - 2. 製品・材料の販売、製品・材料の仕入については、一般取引先と同様当社希望価格と提示された見積価格をもとにし、交渉 の上決定しております。
 - 3. 管理手数料の受入であり、必要なコストに基づき価格交渉の上決定しております。
 - 4. 賃貸収入は、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料を決定しております。
 - 5. 銀行借入及び社債の保証を行っており、保証料は受取っておりません。
 - 6. 貸付金については市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する 注記 5.収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1.127円77銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額 1.395.467千円

普通株式に係る純資産額 1.395.467千円

普通株式の発行済株式数 1,240,000株

普通株式の自己株式数 2.626株

1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数

1,237,374株

2. 1株当たり当期純利益

68円72銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 85.039千円

普诵株式に係る当期純利益 85.039千円

期中平均株式数 1.237.390株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年2月21日

株式会社 日本抵抗器製作所取 締 役 会 御中

仰星監査法人 北陸事務所

指定社員 公認会計士 向 山 典 佐業務執行社員 公認会計士 向 山 典 佐

指定社員 公認会計士 許 仁 九業務執行社員 公認会計士 許

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本抵抗器製作所の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監查役会監查報告

当監査役会は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年2月24日

株式会社 日本抵抗器製作所 監查役会 常勤監查役 堀 井 進 印 社外監查役 堀 越 直 子 印 社外監查役 白 田 幸 春 印 社外監查役 石 崎 武 印

以上

X	Ŧ			

定時株主総会会場ご案内図

会場

当社本店3階講堂

富山県南砺市北野2315番地 TEL (0763) 62-1180

交通 J R 城端線

|城端駅より徒歩約10分

